

同一の監理（主任）技術者による管理の承諾の取扱いについて

愛知県建設局、都市・交通局及び建築局発注工事（以下、「建設部門発注工事」という。）における「監理技術者制度運用マニュアルについて」に基づく同一の監理（主任）技術者による管理の承諾の取扱いについては、以下のとおりとします。

<事後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式・価格競争）の場合>

- ① 既契約工事と入札手続き中工事について、同一の監理（主任）技術者による管理を希望する場合は、発注機関に、事前確認をお願いします。
（※①の事前確認は、複数工事が同一の建築物又は連続する工作物であるかについて回答するもので、同一の技術者による管理を承諾するものではなく、事後審査において審査します。）
- ② ①で可とする場合は、事後審査資料に記載例（記載例は、<様式・記載例のダウンロード>を参照。）を参考に、同一の監理（主任）技術者により管理することを希望する旨を記入してください。
- ③ 落札決定となった場合、「同一監理（主任）技術者承諾書」（監理技術者制度運用マニュアルに規定する「書面による承諾」に該当。）を通知します。

<指名競争入札の場合>

- ① 既契約工事と入札手続き中工事について、同一の監理（主任）技術者による管理を希望する場合は、発注機関に、事前確認をお願いします。
（※①の事前確認は、複数工事が同一の建築物又は連続する工作物であるかについて回答するもので、配置技術者の要件を満たさない場合は認められません。）
- ② ①で可とする場合は、「同一監理（主任）技術者承諾願」を、工事費内訳書と合わせて、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）により提出してください（工事費内訳書と「同一監理（主任）技術者承諾願」を zip ファイルとして 1 つにまとめて提出してください。）。
- ③ 落札決定を行い、「同一監理（主任）技術者承諾書」（監理技術者制度運用マニュアルに規定する「書面による承諾」に該当。）を通知します。

<その他>

建設部門発注工事とそれ以外の発注機関の工事について、同一の監理（主任）技術者による管理を希望する場合は、各発注機関に事前にお問い合わせください。

その他、技術者制度全般に係る問合せについては、次の連絡先にご連絡ください。

○土木事業関係

担当 建設企画課 土木技術グループ

電話 052-954-6507（ダイヤルイン）

○建築事業関係

担当 建設企画課 建築技術・工事検査グループ

電話 052-954-6615（ダイヤルイン）

<様式・記載例のダウンロード>

○建設総務課 HP

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-somu/yoshiki.html>